

## 議会制度検討専門部会議事進捗(第13回)

開催日：平成30年12月14日

開催場所：第4委員会室

### 1. 前回開催分の会議要旨の報告について

- 前回の議会制度検討専門部会議事進捗の委員長案を委員に提示した。委員より訂正等意見の発言がなかったため公開することとした。

### 2. 12月定例会の開会前の幹事長会へ報告した案件の現状報告について

- 以下の6点について委員へ報告した。

#### ① ペーパーレス化(議会棟のWi-Fi整備)の推進について。

委員長：自民党、公明党、共産党は賛成。改革新政会は、財政状況を勘案した場合身を切る改革を議員が行うのであれば反対しないという内容。新風政和会は、すぐに要るものではないので、既に持っているものを活用してはどうかという内容であった。

試算であるが、仮に300万円の整備予算とした場合、 $300万円 \div 議員39人 = 76,923円 \div 60カ月(5年) = 約1,282円$ 。ここに議員の政務活動費への計上がなくなるので実質コストは少なくなる。

委員長：このあたりの計算を踏まえて、次回の幹事長会で御報告させていただく。

#### ② 代表質問での質問時間の片道保障について。

委員長：自民党、公明党、共産党は賛成。改革新政会の意見では、前回の幹事長会では進めるべきかどうか確認できなかった。全体的にまとまるのであれば進めてよい。新風政和会の意見は、反対ではないが2名が新しく会派に入ったため持ち帰り協議したい。

委員：新風政和会は、その後の協議の結果、質問時間の片道保障については会派内で合意形成がとれた。

#### ③ 議会制度検討専門部会の特別委員会化について。

委員長：自民党、公明党、共産党は賛成。改革新政会の意見は、改革を進めていくのであれば賛成。新風政和会の意見は、反対ではないが2名の議員が新しく会派に入ったため持ち帰り協議したい。

委員：新風政和会は、その後の協議の結果、特別委員会化するには検討する材料を公表できるような内容にしたほうが良い。このままでは特別委員会化していくことが必要かどうか、という雰囲気になっている。反対ではない。

委員長： 検討項目は、各会派からすでに意見が出されている項目がベースとなる。また、昨日開催の市民環境委員会での請願者の意見陳述の条例根拠を振り返っても運用に課題が残っていた。よって、議会基本条例を1条ずつ見直していく必要があるかと考える。しかし、この会議は幹事長会の諮問機関であるので決定権がない。

委員： 請願権は憲法に定められた国民の権利。議会基本条例第14条にも同趣旨の記載がある。意見陳述について、まだルールが整備されていないので陳述できないということでは市民からは議会は怠慢と受け止められても仕方ない。よって、要綱をつくる必要性は高いと考える。紹介議員の趣旨説明だけで良いのかどうか。

④ 情報化における議員へのアンケート調査実施について。

⑤ 政務調査費における専門家による議員研修会の開催について。

委員長： ④⑤について、自民党、公明党、共産党は賛成。改革新政会は持ち帰り検討。新風政和会も持ち帰り検討。

委員： 政務調査費の使い方については、多様な使い方があるという選択肢を学ぶ意味で高沖氏を迎えて研鑽を深める事に賛成。

⑥ 政務活動費におけるガソリン代の取り扱いの考え方及び日報の導入等について。

委員長： 専門部会での協議の経過報告をした。市内・市外を統一基準とする、一キロ当たり10円に下げる、日報をつける、といったところ。今日は、議会中でもあり詳細な議論は避けるが、例えば20円から10円に引き下げることに10円が適切なのか、また日報の書式、領収書の取り扱い方などについても議論したい。次回に御準備をお願いしたい。

### 3. 議会事務局の政策立案機能、政策提言機能の強化

委員長： 京都府立大学の窪田教授と連絡を取っている。専門部会の委員との意見交換会の場をいただけないかと提案していることに対して、教授からは是非開催したいと連絡をいただいている。日程は年明けを予定。費用は各々の政務活動費での割り算負担となる。

委員長： （各会派とも賛成の意見があり）。窪田教授との日程については正副委員長で決めさせていただきたい。なお、既に事業評価を実施されている議会では京都府精華町。事業仕分けとしては京都府議会府民クラブ。また、舞鶴市議会が次年度に議会による評価を含む議会改革を行う予定。

委員： すでに実施したところと、これから実施するところを見学させていただければ、今後の奈良市議会としても参考になるのではない

か。

委員長：視察先については皆さんとご相談の上、進めたい。

#### 4. その他

委員長：先ほど、委員から意見をいただいた議会基本条例第14条について、陳情も含まれているので陳情の扱いも課題となる。請願については紹介議員と意見陳述者の役割などをどうするのかなども課題。

委員：請願者が本当に陳述したいという意見があれば、制度として担保していくべき。ただし、請願人が本当に意見陳述の場を設けてほしいのかどうかは請願書によりさまざまである。事情によって精査していくべき。

(事務局より第14条第1項については請願と陳情、第2項は請願について記載の確認あり)

委員：議会によっては、陳述人と紹介議員の説明がセットで行われているところもある。必ず実施するのかどうかも議論してはどうか。

委員：こうしたテーマこそ勉強会を開催して研鑽を積む必要がある。

委員長：今後は、先議的に議会基本条例第14条について議論することに意見はないか。

委員：今回の市民環境委員会での事態が発生したことについては、優先的な議論が必要でもある。幹事長会で同意をいただきたい。

委員：私は過去の基本条例でどのような議論がされたのか議事録を振り返っている。現在1期目、2期目の議員さんは過去の議論の過程について周知されていない方が多い。これらも参考にしていきたい。

委員長：優先的に議題に上げたいと考える。

#### 5. 次回開催日時

- ・協議の結果、次回の開催日時は下記のとおりとした。

平成31年1月22日(火) 13:00 ~